

令和6年6月21日 開会
令和6年6月21日 閉会
第 2 回
(通算第 228 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 7 号		
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。		
令和6年6月7日		
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学		
1	日時	令和6年6月21日
2	場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 2 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日		令和6年6月21日
招集の場所		吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂
欠席委員	農業委員	2番 河上 政義
	農地利用 最適化 推進委員	米田 銀次郎
欠 員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会		議長は 10時15分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		森下保 田村薫平
会期の決定		令和6年6月21日
開 議		令和6年6月21日
備 考		

第 2 回農業委員会

(通算第 228 回)

令和6年6月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 議案第5号 | 吉賀農業振興地域整備計画の変更について |

事務局	本日の欠席の方は、河上委員さんと、米田銀次郎さんが欠席で、農業委員さん 12 名の内 11 名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 (会議の成立の説明) (島根農業振興公社江上氏紹介) (江上氏自己紹介) それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として森下委員、田村委員を指名します。 議案第 1 号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号について説明します。 非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。非農地証明を農業委員会が交付するには、次の 3 つの基準があります。 1) 農地法が施行された日（昭和 27 年）より前に非農地であった土地 2) 自然災害を受けた農地で農地への復旧が困難な土地 3) やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するのが困難であると判断される土地。 今回の申請は、農地の所在は〇〇、地目 〇、面積〇㎡、合計〇筆、合計面積は〇〇㎡です。所有者は〇〇さん、〇〇の方です。非農地の事由は昭和 39 年頃から農地として使用されておらず原野化しているため、というものです。 手続きの流れは、このあと議長から 3 名の委員さんを指名していただき、3 名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。 以上よろしくお願いします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました様に、本日非農地証明、交付申請が出ております。この非農地証明につきましては先ほど事務局説明いたしました様に 3 つの条件のどれかに当てはまった方で申請が出た、という風に理解しておいていただき

	たいと思います。この非農地証明につきましては、現地の確認というのが必要になってまいります。この現地の確認につきましては、3名の委員さんに現地を見ていただき、農家、地権者とお話をして対応していただきたいと思っております。 それでは、今回の1号議案の〇〇の案件につきましては3名の現地確認者の委員の選出いたします。1名目、尾崎委員さん、2名目、河上委員さん、それから3名は田中委員さん、この3名の方で現地の方を確認していただき、農家等の話しを聞いていただきたい、という風に思います。その旨事務局の方へご提出、書類をお渡しいたしますので、ご提出をお願いしたい、という風に思います。よろしいでしょうか。 （事務局、議長打合せ）
議 長	はい、それでは、今3名の河上さんを指名しましたが、河上さんでなくて、河口さんの方でよろしく願いしたい、事務局から今、指示がありましたので、よろしく願います。
河野雅俊委員	ひとつ確認してもいいですか？ 上から2段目のは、登記簿は宅地になって現況が畑という事なんですけど、その非農地証明があるんですか？
事務局	〇〇さんから話を聞いたところ、宅地となっているのは昭和の始め頃、昔宅地にだったんで今はもう何もない状態なんですけど、現況は農地という事で、農業委員会の台帳には載っているんですよ、ちょっと理由はわからないんですけど。それで、確認して非農地証明を出したら農地から外す事ができます。このような表記がおかしいように思われるんですけど、農地台帳には載っていますので、載せております。
議 長	いわゆる農地台帳が基準になってしまいますので、そういう面で今回の非農地証明の提出になった、という事でございます。
河野雅俊委員	ありがとうございます
議 長	はい、それでは今指名した3名の方、お手数ですが、よろしくお願いします それでは、第2号議案にうつります 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局	この案件は、農地の売買をするときには、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるので、申請が提出されたものとなります。 農地の取得を許可する要件は、主に3つあります。 ①農地を取得する人が農地のすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③周辺地域の営農に支障がないこと　です。 委員の皆様には、そのことのご判断をお願いします。 議案第2号1番について説明します。 農地の所在は〇〇、地目は〇、面積〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇の〇〇から〇〇方面に〇〇のところにある農地で、無償譲渡されるそうです。 譲受人は、この農地で野菜を栽培されるそうです。機械はトラクター、耕耘機等を所有されています。 〇〇さんは周辺の農業経営方針を確認して耕作されるので問題ないと思うが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのことでした。 以上ご審議をお願いします。
議　長	はい、今第2号議案の1につきまして説明がありました。本日この〇〇さんの農地につきまして、田中委員さんに現地の方確認をし、お話を聞いていただいておりますので、発表をお願いします。
田中委員	おはようございます。先日河上さんと現地に向かい、〇〇さんと話を聞いてまいりました。 〇〇さんはこの4月に50年ぶりに吉賀町に帰ってまいりまして、畑仕事をしようと考えていらっしゃいます。 〇〇の方に住んで、野菜を仕入れて販売するような仕事をしていらっしゃったそうです。近いもので、農繁期には〇〇さんもいらっしゃるの、田んぼの方の手伝いによく帰ってきていらっしゃいました。 申請の畑なんですが、〇〇さんの〇〇にある畑でして、過去には隣に家があったんですが、その家は出て行かれて、解いたために誰も今耕作する人がいないので、草刈りをして現況を保っている状態なんですが、この度、こういう話がありまして、無償譲渡で畑にしたい、という事でした。 問題はないと思います。以上です。

議 長	ありがとうございました。 それでは皆さんにお伺いいたします。第２号議案１番につきまして、〇〇さんの案件につきまして、ご質問のある方、挙手をもってお願いをいたします。 遠慮はございませんので、聞きたいことがあればおっしゃって下さい。 ないようでしたら採決の方に移らせていただきます。 それではご意見がないようでございますので、採決の方させていただきたいと思えます。 この案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、全員賛成でございますので認可されました。 続きまして第２号議案２番につきまして、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第２号２番について説明します。 農地の所在は〇〇と〇〇、合計〇筆で合計の面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇から〇〇に〇〇のところに農地で、無償譲渡されるそうです。 譲受人は、この農地で、〇〇を栽培されるそうです。機械は耕運機と草刈り機を所有されています。 〇〇さんは周辺の農業経営方針を確認して耕作されるので問題ないと思うが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのこと。 以上ご審議をお願いします。
議 長	それでは、事務局説明しましたので、この第２号の２につきまして、現地を確認していただいております尾崎委員さんに発表をよろしくをお願いします。
尾崎委員	おはようございます。本人には、１８日に会って話をしました。現地は以前は田んぼが〇筆あってですね、造成の申請が出て１筆に造成するようにしとったんですが、この前の大雨で全部流されて途中で止めてしまったという事でした。今度はこれを〇〇に利用権を移転する、という事で別に状況は問題ないと思います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。現地のお話は以上のような事です。それを踏まえまして皆さんのご意見を伺いたと思います。 ご意見のある方、挙手をよろしくお願いします。 はい、ないようでございますので、裁決の方に移らせていただきます。 それでは２号２につきまして、賛成の農業委員の挙手を求めます

事務局	はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、この案件認可されました。 引き続いて、第2号議案3番でございます。〇〇の案件です。 事務局説明、よろしくお願いします。 議案第2号3番について説明します。 農地の所在は〇〇、地目は田、面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇から〇〇に〇〇のところにある農地で、有償譲渡されるそうです。 譲受人は、この農地で、米を栽培されるそうです。機械はトラクターと耕運機を所有されています。 〇〇さんは周辺の農地に影響を及ぼすことはないとのことで、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うそうです。 以上ご審議をお願いします。
議 長	それでは、この2号3番につきまして、現地を確認していただいておりますので右田委員さんに発表よろしくお願いします。
右田委員	山根さんと現地確認してまいりました。 米を作るという事で、トラクターとか耕運機とか自分で所有されています。農作業歴は5年で地域の方にも影響なく農業上の利用についても周囲の環境にもまったく問題ない、ということでした。水利についても、周辺を現地確認しました。状況もよく、まったく問題ないと思います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。現地の報告は、以上のような事でございます。 それではみなさんにご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手を以って、よろしくお願いします。
森下委員	あの、有償移転と書いてあるけど、今までは報告があったけど、今回からないんですか。前回までは反あたりいくらかと報告があったけど、それをもうやめるのか。それによって、他の事も色々と・・・
事務局	金額は〇〇円です。

森下委員	はい、分かりました
議 長	以上なような事ですね。今事務局が、言い落とししましたけど、有償譲渡の場合は反当なんぼ、とかそういった具体的なものの金銭的なこともここでは発表しますので、部外にはお話をされないように守秘義務がありますので、よろしくお願いしたいと思います。 ほかにご意見ございませんか？ないようでしたら採決に移らせていただいてよろしいですか。はい、それでは第2号議案3番につきまして、裁決いたします 賛成の農業委員さんの挙手を求めます はい、ありがとうございます、全員賛成でございますので、認可承認されました。 第3条ですね、4番の案件です。 事務局説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号4番について説明します。 農地の所在は〇〇他〇筆、合計の面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇付近にある農地で、有償譲渡されるそうです。〇〇さんは、空き家と農地を一緒に購入され、〇〇に転居されるそうです。 譲受人は、この農地で、水稻と野菜を栽培されるそうです。機械は耕運機と田植え機を所有されています。 以上ご審議をお願いします。
議 長	はい、それでは、〇〇の地域の案件につきまして、現地の方、齋藤一政さんよろしくをお願いします。
齋藤一政委員	おはようございます。11日に譲受人の〇〇さんの自宅の方に伺いまして話を聞きました。先ほど事務局の説明にもありましたように、今回宅地、山林、田畑をすべて〇〇さんが購入しております。宅地ですけど、〇〇がありますけど、その〇〇の〇〇の〇〇の家です。 当時この宅地には〇〇さんという方が住まわれておられたんですけど、〇〇の〇〇に亡くなりまして、空家になっております。その、〇〇さんなんですけど、名義が変わっております。色々家庭の事情がございまして、苗字が〇〇さんの方になっておりますけど、この〇〇さんの〇〇にあたります。そういった関係に一応なっております。農地の方は、先ほど説明がありましたが、田んぼの方は水田に、畑は家の周りとか家の上の方に原木しいたけがあるんですけど、それをやってみたい、と

議 長	いような話をききました。 仕事が終わった後とか、日曜日などに農地の耕運とかやっているような感じです。地盤もありますので、引き継いでいくと語っておられましたので、特に問題はないと思われます。以上です。 ありがとうございました。筆数はかなりありますけども、以上なような事でございます。それでは皆さんの意見を拝聴したいと思います。挙手をもってよろしくお願いします。 はい、ないようでございますので、採決の方に移らせていただきたいと思います。それでは第2号議案4番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、今回の案件につきましては認可承認されました。 それでは3条の最後になります。5番につきまして、事務局説明をお願いします
事務局	議案第2号5番について説明します。 農地の所在は〇〇、他〇筆、合計の面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇の〇〇付近にある農地で、無償譲渡されるそうです。〇〇さんは、この農地で、野菜を栽培されるそうです。機械はトラクターとコンバインを所有されています。 〇〇さんは周辺の農業経営方針を確認して耕作されるので問題ないと思うが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのこと。 以上ご審議をお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは最後の5番の案件につきまして、現地の方、田村さんに確認していただいておりますので、よろしくお願いします。
田村委員	おはようございます。ご説明いたします。地目の現況が「田」となっておりますが、先ほど事務局の方から説明がありましたように、野菜を作りたい、ということでしたので、すでに畑地化されている状況です。〇〇という建物の〇〇の所で〇〇と〇〇と〇〇等を栽培される、という事で6月17日に〇〇さんと現地確認をしてまいりました。すでに〇〇の植え付けをされており、手入れはされております。〇〇さんとは〇〇にありまして、〇〇地区内の家に〇〇さんの家があるんですが、そちらの方に住んでおりましたが、1人となったために、〇〇の〇〇の方に移り住んだため現在、家と畑のほうの管理を〇〇さんの方が元々やっておられたそうです。手

議 長	入れもされておりますので、問題ないかと思います。以上です。 はい、ありがとうございました。それでは5番の案件につきまして、ご意見のある方、挙手を求めます ないようですね。無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。 それでは、この5番の案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます はい、ありがとうございました、全員賛成でございますので、認可承認されました。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	この案件は、農地転用の申請です。農地法第5条とは、農地の権利移動を伴う農地転用で、農地を売って建物などを建てる場合の申請となります。 許可の要件として、いくつかありますが、委員の皆様は周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。 例えば、土砂の流出や農業用用水などに支障を及ぼすことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。 農地の所在は〇〇他合計〇筆、地目は〇と〇、合計面積は〇〇㎡です。 譲渡し人は3名で〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんで、譲受人は〇〇です。 参考資料をご覧ください。 農地の場所は、〇〇の〇〇の〇〇の〇〇付近の農地です。 転用の理由は〇〇を建設して〇〇とするとのことでした。 この農地は昨年6月の農業委員会総会において、吉賀農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に意見をお聞きしたところです。内容は、吉賀町で農業を振興する区域として指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するため除外することについて、農業委員会の意見を求められ、特に意見なしとしたものです。その後、農用地区域からの除外手続きは完了しております。 申請の農地の区分は1種農地と2種農地があります。1種農地とは圃場整備を行った農地です。図面では〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇筆です。ここは平成〇年に圃場整備を行なったところです。地図の上側の赤い線で囲んだところの農地は、第2種農地となります。第2種農地とは、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地です。 第1種農地は圃場整備をしているため、原則農地転用はできませんが、〇〇に接

	する流通業務施設は例外として農地転用が認められることになっています。また、第 2 種農地も原則転用はできませんが代替地がない場合は転用が可能です。申請地は、〇〇の〇〇に隣接しており、〇〇の〇〇として利用するためこの場所を選定されたそうです。 この案件については、規模の大きさから開発行為の県の許可が必要となります。 県の担当課に確認したところ、申請は 6 月に提出され、だいたい 1 か月くらいで許可が下りる見込みです。そしてこの関係で地区の説明会が行われたと聞いております。 転用の確実性については、転用に係る費用は、借入金で賄うということで、融資証明書をいただいております資金面での問題はありません。 また周囲の農地への防除については、〇〇が用水路へ流れることを防ぐため、用水路より低く造成されるそうです。また、境界にはコンクリートブロック等で擁壁を設置されるそうです。 土地改良区からは特に意見なしということです。 この案件が仮に承認されましたら、転用面積が 30 アール以上（3000 m²以上）の農地については島根県農業会議へ諮問が必要とされていますので、諮問を行います。県の審議会の結果、許可することが相当と回答されましたら許可書を発行することとなります。また、県の開発行為の許可が下りたことを確認して、同日付で農地転用の許可証を発行します。 以上、ご審議を行います。
議 長	少し長い説明になりました。この今から説明しました案件は特殊な案件になるわけですが、こういったような事が今からたまに出てきますので、じっくりお考えになってですね、分からない所は質問していただきたいと思います。それでは、この現場につきまして、河口委員さんに現地の方を見ていただいております。特に今説明がありましたように、土砂流入とかですね、擁壁、排水関係ですね、それから日射関係、そういった所も確認もしておられると思いますので、お話ししていただければと思います。
河口委員	この案件はちょっと大きい案件だったので、時間をかけて地区の方とも色々お話ししました。 この農地は 10 年で 2 回しか作付けされていないと思うんで、その 2 回ともイノシに狙われるくらいの酷い農地でございます。 〇〇の〇〇は、昔〇〇が建っていまして、〇〇が無くなってもう空き地の状況で、耕作するには難しい状況です。問題は水路だったんですが、こちら説明会も地区

	の集まり等で問題はない、という事で、もし問題が起これば、地区の方から個人的に会社に伝えるという事で、合意が得られました。 地区住民さんの合意と、書類に不備がない点からまして、妥当と考えます。 以上です。
議 長	大きな案件で、ご苦労様でございました。今、現地の方はそういったような形で確認の作業はしております。 それでは皆さんのご意見を承りたいと思います。ご意見のある方、挙手をよろしくお願いします。
森下委員	いいですか？
議 長	はい、森下委員
森下委員	ひとつすみません。確認させていただきたいのですが、去年6月に申請前、というかこうで、地域から外していくという事の申請の段階で、この面積〇〇㎡という形で出たのですが、この〇〇㎡は実測をしたものなのか？以前の1年前の図面と何ら変わりが無い、という所はある。これを見ると、申請地の中に宅地として個人が所有するという図面が出てますが、その辺で最初、去年の審議をした時の面積の違いがどうなのか。という事をまず、お聞かせください。
事務局	説明不足だったんですが、面積の違いについてなんですが、去年の6月以降に地籍調査の結果が出まして、それで面積がこちらに決定して変更となっております。 そして、真ん中の宅地と書いてある〇〇さんの所なんですけど、これは申請外ですので、ここは除かれております。こちらの転用の計画からは外れています。
河野達委員	地籍調査が済んでるってことは実測って事よね？総会の資料じゃ、〇〇㎡になってるからずい分違うな、と思って。〇〇くらい違うな、と思って見たんですけどね。だから実績ですよ？
森下委員	1年前も地籍調査は終了して、〇〇地区はもうすんでる。それで6年、5年か？前には完了してしまそので。それで、その段階で確定は出とった。それが今回で、確定になりました、とというのは、納得せいつて言われても納得できんのじゃないか、僕が個人的にそう思っています。
事務局	去年の時点では、登記は地籍調査前の面積で出したものなんですけど、今回が登記

	後の面積なので、確定後の数値で、地籍調査で登記まで2年かかるそうなので、ちょうどたまたまその時に重なってしまったんで、面積の違いが出てしまったという事と、5ページの方の下の方に書いてある〇〇と書いてあるんですけど、それは〇〇さんだけの合計面積でして、ちょっと分かりにくくてすみません。1番2番3番を足すと、〇〇㎡となります。
森下委員	面積の違いは、今の言葉で納得しましょう
議 長	ありがとうございます。他にありませんか
河野達委員	今の〇〇は〇〇に〇〇の可能性が十分あるんで、今の事務局の説明じゃあ盤を下げるというような説明でしたが、それじゃあ累積がたまっていくばかりなんで、〇〇と思えば〇〇をこしらえて、排水をそこに置いて〇〇で〇〇、とかっていう設備をしないと、〇〇は取れません。そういう事もしてもらったら、下の農業排水に影響が出ないと思いますんで。
事務局	排水の事ですが、この図面をご覧ください。 〇〇の〇〇の〇筆の農地の上に排水路といって青い線が書いてあるんですけど、これは、この転用で新しく作る排水路になります。 その上に細く水路が通っているんですけど、これは農業用水となります。ですので、排水は水路とは交わることはありません。この排水というのは〇の敷地の方に流れる排水になるという事です。
議 長	排水につきましては、今事務局が申しましたように、水稻で使用するような水路には絶対流れないようにしてある、という事だそうです。
河野達委員	それって用水路には流れないけども、一般家庭の排水路には合流するっちゃう事よね？それで地区が納得すれば。
議長	まあ1つは地下浸透みたいなっちゃう事ですかね？ まあその辺に関しては河口委員さんも中に入っていましたよね？集落の中に。で、先ほどもちょっと、現地の確認をされた河口委員さんもおっしゃったように、何かあれば、農家さんの方からきちっと申し入れをするとおっしゃっていましたので、まあそういった所で対応できるのかな、というような感じはしております。 よろしいですか

事務局	他にございませんか。それでは、無いようでしたら採決させていただいてよろしいでしょうか。では採決に移ります。 第 3 号議案、農地法 5 条 5 の申請につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、全員賛成で認可承認されました。次の手続きに移らせていただきます。 それでは続きまして第 4 号議案です。農業経営基盤促進法に基づく農用地利用集積計画の承認が出ておりますので、事務局説明、よろしくお願いします。 議案第 4 号について説明します。 この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するものになります。 基盤強化法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。 6 ページをご覧ください。 《読み上げ》 以上ご審議をお願いします。
議長	今、事務局説明しました新規案件につきまして説明がありましたけども、全体を通してご意見を拝聴したいと思います。先ほども少しお話ししましたがけれども、今、農業経営強化基盤法による貸借は来年の 3 月 31 日までで、翌年の 4 月 1 日からは農地中間管理機構の中での利用権という形に手続きが変わってまいります。来年 3 月 31 日まではこのままの状態を利用権設定をやっていく事になります。 それでは議案第 4 号につきまして、ご意見のある方、挙手を求めます。
森下委員	ちょっと確認
議 長	はい、どうぞ
森下委員	これ審議して、決定した段階で、その他の耕作者の方に所有者に対しての説明とか、文書なんか出したりするんですか。というのは、実際、今回地元の方で通ったんだらうか、どうなんだらうか、という問い合わせがあって、「それは出とると思うけどどうかな」という話がありまして、その確認だけです。

事務局	この貸し借りの案件が承認されましたら、町で公告というのをするんですけど、公告というのは掲示板に貼る、というようなものをもって報告に代えさせてもらっているんですけど、例えば、遠くにお住まいの方には、こちらから通知をするなどして連絡はするようにしています。
森下委員	分かりました
議 長	ほかにございませんか。 無いようでしたら全体を通してご承認をいただきたいと思います。 第４号議案、全体の賛成の農業委員さんの挙手を求めます はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認されました。 それでは、続きまして第５号議案、承認事項の最後でございますが、吉賀町農業振興地域整備計画の変更についての申請が出ております。 先ほどの〇〇の案件もそうですが、第５号議案の吉賀町農業振興地域整備計画の転用につきましてはこの申請をパスして次の段階に移る、という事になります。事務局説明をよろしくお願いします。
事務局	議案第５号について説明します。議案書の８ページ、併せて別冊の資料をご覧ください。 農業振興地域整備計画とは、町が農業を振興する地域を指定し、将来的に農用地等として利用を図るべき土地の区域（農用地区域）を定めた計画です。 このたび町が指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するために農地転用するため除外することについて、農業委員会の意見を求められております。 議案書の９ページをご覧ください。こちらに記載されている農地について、農用地区域からの除外申請が出ております。 場所は〇〇、地目が畑、面積〇㎡で、事業計画者は〇〇さんです。農用地区域からの除外の理由は、〇〇の設置です。 次に、別冊の資料をご覧ください。 ４ページから７ページまでが〇〇さんの資料ですのでご覧ください。 こちらの聞き取りの方を見川委員さんの方にはしていただいていると思いますのでよろしくお願いいたします。
見川委員	おはようございます。先週〇〇さんの自宅の方に言って本人の話を聞きましたが、

議 長	別に何も問題はないので、〇〇ぐらいですかね？こういう畑が〇〇の前にあるのですが、何もあまり問題ないと思います。 以上です はい、ありがとうございました。今第 5 号議案の農振の除外関係ですが、現地の方は何ら問題ないだろうという事の承認でございます。 みなさんのご意見を承りたいと思います。ご意見のある方、挙手をもってよろしくをお願いします。 現地は 2 種農地になります。 無いようですので採決に移らせてもらってもよろしゅうございますでしょうか。 それでは第 5 号議案の第 1 項目、〇〇でございます。この件につきまして賛成の農業委員さんの挙手をもとめます。 はい、ありがとうございました、全員賛成でございますので認可承認されました。 続きまして整理番号第 2 番の吉賀町の〇〇の案件でございます。よろしくお願ひします
事務局	それでは議案集の 9 ページの方をご覧ください。 2 番目の案件ですが、申し訳ありません。資料の訂正があります。 名前の漢字が間違っておりまして、〇〇さんの〇〇が違ってまして、〇〇の〇です。〇〇の〇で〇〇さんですので、申し訳ありませんが訂正をお願いします。 場所は〇〇、地目が畑、面積〇㎡で、事業計画者は〇〇さんです。 除外の理由は〇〇と〇〇です。 この案件は追認となります。追認というのは、許可を受けずに農地転用をしたものについて、悪質ではないこと、農地転用許可申請をされれば許可が見込まれること、始末書等の内容から見て、今後は違反行為を行わないと認められること、といった点を考慮して、後日、転用許可を認めるものです。 〇〇さんからは始末書もいただいており、農地転用許可申請が後追いとなった旨を謝罪されておられます、よろしくお願いします。
議 長	それでは、整理番号 2 番につきましても現地の方を確認していただいております。 田中さん、よろしくお願いします
田中委員	先日、河上さんと伺ってまいりました。写真にあるとおりに、畑ではなく〇〇と〇〇みたいになっておりました。11 ページに図面があるんですが、〇〇さんの〇〇の〇に〇〇さんのご自宅がありまして、〇〇が建っております。この〇〇を建てる

	際に畑に鉄板を敷いて重機が入ってたんだけど、とてもままならないので埋め立てたという事をおっしゃってました。私はあまり詳しくないんですが、建築基準法ではちょっと無理な話じゃないのかと思うんですが、逆側の〇〇の方にスペースがないわけではないので、それで許可をいただいて〇〇が建ったんだろうと推測するしかないんですが、何にせよ赤道しかない所に通路らしきものがあります。〇〇があったのを解いて、その〇〇を建てたらしくて、廃材は〇〇という所に山のようになりまして、これはどうするのか？と言えば暖炉に使うという、何年分あるか分かりませんが、暖炉で燃やすという、その後はどうするのか？と聞くと、〇〇にする、と。ちょっと逆に無知なのかな、とすべてを分からない内にやってしまって、許可が下りたから出来たみたいな感覚でしたね。何か悪いことをしとるとは思ってないような気がしました。 私からの報告はこれだけです。
議 長	非常につらい報告ありがとうございました。 多分何もご存じないだろうと思いますね、実際問題として、始末書を書いた案件出てまいりましたが、やはり、自分の農地だから何やってもいいんだという方が結構いらっしやいましてですね、まあこういったような状況になるんですが、農業委員会としては一応違反は違反ですので、それなりのけじめをつけていただきます、という事で先ほどちょっと事務局申しましたように、違法性がない、悪質でない、ま、そういったところが分かれば、なんとかですね、農家の要望には応えていきたい、というふうには考えておりますが、法律まで逸脱してやろうとは思っていませんので、その点は申し添えておきます。 それでは、この案件につきまして、ご質問のある方、挙手をよろしく願います。 無いようですね。それでは採決したいと思います。第 5 号議案の整理番号 2 番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 全員じゃない 1 名反対、と。 1 名反対ですね、という事で、議事録にはきちっと載せておきますんで、半数以上賛成ですのでこの案件につきましては、認可承認されました。
事務局	それではすみません。補足で、この整備計画の変更について今後の流れを申し上げますと、農業委員会で意見無し、という風に産業課の方に返しますが、農業委員会などの意見を踏まえて、町が県と協議します。県との協議が整いましたら公告をして計画が変更されることとなります。農業振興地域の農用地区域から除外がされますと、その後、農地転用申請が出てくることとなります。それというのが、先ほ

議 長	どあった〇〇の転用の件なんですけど、半年以上経った後に農地転用申請があらためて出てくることになります。その際には改めてご審議いただくことになりますので、よろしくお願いします。 以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。 午前 10 時 15 分閉会
------------	---